

## 一般社団法人園芸学会 国内旅費支給規程

### (目的)

第1条 本規程は一般社団法人 園芸学会（以下「本会」という。）の「役員等」に支給する国内旅費について定めるものとする。

2 前項に規定する「役員等」の区分は次のとおりとする。

- (1) 会長，副会長
- (2) 理事および監事
- (3) 運営委員（幹事）
- (4) 会長，副会長および理事が認めた委員および本会会員
- (5) 本会会員以外のシンポジウムのスピーカー
- (6) 園芸学会が協定を締結した他国組織の代表者

### (旅費の支給)

第2条 役員等（第1条第2項）が本会の用務のため国内出張した場合に、この規程に定める旅費を支給する。

### (支給範囲)

第3条 旅費支給範囲は、以下に定めるところとする。

- (1) 春秋大会の前日および会期中に開催される理事会および運営委員会に出席する役員等（任期満了に伴う引き継ぎ時には新旧役員等を含む。）
- (2) (1) 以外に開催される理事会および運営委員会に出席する役員等
- (3) 春秋大会の前日午前中に開催される各種委員会への出席のため、前泊を必要とする委員には1日夜の宿泊費を前泊分として支給できる。
- (4) (3) 以外に各種委員会が開催される場合には、会長、副会長および理事が認めた委員に旅費を支給することができる。
- (5) その他の本会の用務で役員等が旅費を必要とする場合は、会長、副会長および理事の承認を得て支給することができる。
- (6) 学会員以外の者がシンポジウムのスピーカーの場合、旅費はシンポジウム費から支出する。
- (7) 園芸学会が協定を締結した他国組織の代表者に旅費を支給する場合は、理事会の承認を得て支給することができる。

### (旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、交通費、日当および宿泊費とする。

2 交通費（鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃、バス運賃等）は原則として勤務地の最寄り駅から用務地の最寄り駅までの往復運賃を支給する。

3 日当は1日当たり2,600円を支給する。

- 4 宿泊費は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たり11,000円を支給する。ただし、業務の都合又は現地の事情等により、上記の宿泊費を超過する場合には、実際に支払った額を上限とし、理事会が適当と認めた額を支給することができる。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、勤務地と用務地の距離を基準として、交通費、日当および宿泊費を支給することとする。

- (1) 用務地が勤務地から100kmを超える場合、交通費、日当および宿泊費を支給する。但し、100kmを超える場合でも、日帰りが可能である場合は、宿泊費を支給しない。
- (2) 用務地が勤務地から100km未満で、同一市町村・特別区外である場合、交通費および日当を支給する。但し、交通機関等の事情で宿泊を要する場合は宿泊費を加算する。
- (3) 用務地が勤務地の同一市町村・特別区内の場合、交通費および日当を支給する。

2 交通費は、最も経済的な通常の順路及び交通手段を計算し、実費を支給する。

但し、会務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

- (1) 鉄道運賃の特急料金は、原則として片道100km以上乗車する場合に支給することができる。また、寝台料金を支給する場合は、当該日の宿泊費は支給しないこととする。
- (2) 航空運賃は、現に支払った旅客運賃の額とする。ただし、特にやむを得ない場合を除き普通運賃とし、スーパーシート等の利用料は支給しない。航空賃の請求にあたっては、運賃を支払った額を証明する書類（領収書等）を提出しなければならない。

(分担及び適用除外)

第6条 旅費の全部又は一部について他から支給された場合には、その額を減額して支給する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会で行うものとする。

附則

1. 平成27年1月5日より施行する。
2. 平成27年9月25日に改訂

3. 令和5年6月3日に改訂